



30建災防技発第388号

平成30年10月24日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
専 務 理 事  
( 公 印 省 略 )

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-(MOCA)による健康障害の防止対策の徹底について及び 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-(MOCA)に関する当面の作業環境測定方法について

今般、厚生労働省より、当協会に対して標記についての周知協力依頼がありました。

MOCAの健康障害防止対策については、平成28年10月21日付け28建災防技発第377号において「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-(MOCA)による健康障害の防止対策について」で通知していますが、新たに「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-(MOCA)による健康障害の防止対策の徹底について」及び「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン-(MOCA)に関する当面の作業環境測定方法について」の周知依頼がありました。

本件については、作業環境測定方法（現在取扱事業場）が追加されておりますので、MOCAを含有するウレタン樹脂防水材料を使用しての防水工事等で測定が必要となる場合には、別添にある「4 当面の作業環境測定方法（現在取扱事業場）、米国労働安全衛生庁（OSHA）に沿った測定を実施するよう関係する貴支部会員事業場等への周知をお願いいたします。

また、参考までに10月23日付けの日刊建設工業新聞に掲載された記事のコピーを同封いたします。

本件に関する周知依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。